

●香川県告示第230号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、牟礼加入区について、平成18年香川県告示第453号による保険に付すべき義務は、平成22年6月1日限り消滅したので告示する。

平成22年6月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀